

広島県告示第千二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十一年十一月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
クリニックほほえみ呉	呉市中通一丁目二番三七号	平成二年九月三〇日
中塩内科消化器科クリニック	呉市広駅前一丁目一番一〇号	平成二年九月三〇日
医療法人 里仁会 興生 総合病院	三原市皆美三丁目三番二八号	平成二年九月三〇日
白須整形外科クリニック	三原市港町一丁目六番六号	平成二年九月三〇日
児玉医院	尾道市瀬戸田町瀬戸田三四六番地	平成二年九月三〇日
うえはら歯科医院	呉市焼山中央二丁目四番八号	平成二年九月三〇日
みずほ歯科クリニック	廿日市市福面二丁目七番三三号	平成二年六月三〇日
薬局パナコス	三原市皆美三丁目一番一九号	平成二年九月三〇日
あおぞら薬局	三原市明神二丁目一番五号	平成二年九月三〇日